藤沢市子ども・子育て会議条例の一部改正について 藤沢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。 2025年(令和7年)2月13日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

藤沢市子ども・子育て会議条例(平成25年藤沢市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第72条第1項の規定に基づき、及びこども施策(こども基本法(令和4年法律 第77号)第2条第2項に規定するこども施策をいう。次条第1項第3号におい て同じ。)の推進を図るため、藤沢市子ども・子育て会議(以下「会議」とい う。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第34条の15第4項の認可にあたっての意見に関すること。
 - (2) こども基本法第10条第2項の規定により市が定めるこども計画に関し調査審議すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、こども施策の総合的かつ計画的な推進に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市子ども・若者共育計画の運用を開始することに伴い、当該計画の適切な進捗管理を図るため、所要の改正をする必要による。